

報奨金支給規程

(目的)

第1条 嘉悦大学（以下「本学」という。）に在籍する学生の各種資格等の取得を奨励するために、この規程で認めた資格等を取得した学生に対し報奨金を支給する。

(対象者)

第2条 この規程の適用を受ける者は、本学に在籍する学生とする。

(適用除外)

第3条 入学前の資格等の取得については、適用しない。

2 語学分野の申請については、留学生は日本語科目に限定する。

(報奨金)

第4条 報奨金は、別表1に掲げる資格等（以下「対象資格等」という。）を取得した学生に対し別表2で定めた金額を支給する。

2 対象資格等に準じる資格等について報奨金支給の申請があった場合は、学生委員長が検討し、報奨金支給の可否および報奨金額を決定する。

(報奨金の申請)

第5条 報奨金を申請する学生は、申請書に次の書類を添えて大学へ提出し、学生委員長の審査を受けなければならない。

(1) 第4条に該当することがわかる書類

(2) その他大学が必要と認める書類

2 報奨金の申請は、1つの資格に対して在学中1回限りとする。

3 報奨金の申請は、特別の理由がある場合を除き、その事由が発生してから6ヶ月以内とする。

(報奨金の支給)

第6条 学生委員長の審査により報奨金の支給を決定した場合は、学生支援センターから当該学生に対し現金で支給する。

(対象資格等及び報奨金額の変更)

第7条 対象資格等、報奨金額の変更については、学生委員会で検討し決定する。

(規程の改廃)

第8条 この規程の改廃は、教育研究協議会の議を経て学長が行う。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

経過措置

施行日以降に取得した資格等について適用する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。